

## 第6章 推進体制

### 1 関係者の役割

#### (1) 漁業協同組合

漁業協同組合では、組合員や遊漁者にとって魅力的な釣り場の創設を進めるとともに、漁業協同組合の活動をホームページ等を活用して広く広報することで漁業協同組合の理解促進と組合員の増加を図る。

#### (2) 漁業協同組合員

水辺の環境や生態系の知識、採捕技術や釣りのルールやマナーを、県民等に広める牽引役になる。また、それら知識や技術の伝授を通して、組合員や遊漁者増に努める。

#### (3) 養殖業者

養殖施設の適正な維持管理と水産用医薬品の適正使用等に留意し、安全・安心な水産物の提供に努める。また、広く知識を集め、最新技術を利用した儲かる養殖業を実践する。

#### (4) 遊漁者

群馬県漁業調整規則や遊漁規則等のルールやマナーを遵守し、魚類の保護や秩序ある釣り場利用に努める。

#### (5) 県

様々な機会を通して、水産業全般の理解を深めることや、本県の水辺環境の保全とそれに係る文化や産業を後世に引き継ぐため、啓発活動を推進する。

また、国、群馬県内水面漁場管理委員会や市町村等の関係者と連携し、漁場環境の保全や水産物の消費拡大、漁場の秩序維持等により水産振興を図る。

### 2 内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置

「内水面漁業の振興に関する法律」第35条に基づき、共同漁業権者は、水産資源の回復、漁場環境の再生、レクリエーション等の水面利用に関するトラブル防止等、本県の水産振興に向けた効果的な措置について検討する協議会の設置を申し出ることができる。知事は、その協議が必要であると認めるときは、県、設置を申し出た共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成される協議会を設置し、水産業の振興に向けた施策が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。

問い合わせ

- ・群馬県農政部蚕糸園芸課 027-226-3095 (水産係)
- ・群馬県水産試験場 027-231-2803